

宅地建物取引免許申請書類一覧

綴じ順	書類の名称	摘要	法人	個人
1	(注1)免許申請書(表紙)		○	○
2	免許申請書(1面)		○	○
3	免許申請書(2面)		○	×
4	免許申請書(3面)		○	○
5	免許申請書(4面)		○	○
6	免許申請書(5面)	記入不要。そのまま印刷して提出すること	○	○
7	添付書類(1) 宅地建物取引業経歴書	期間の欄は、法人は事業年度に、個人は暦年に期間を合わせる。最終年は、納税証明書の期間と一致させること	○	○
8	添付書類(2) 誓約書	法人の場合は代表者が誓約すること	○	○
9	添付書類(4) 専任の宅地建物取引士設置証明書	法人の場合は代表者が誓約すること	○	○
10	誓約書(専任の宅地建物取引士)	宅地建物取引士が自署すること	○	○
11	添付書類(6) 相談役及び顧問・株主又は出資者	該当がない場合は、「該当なし」と記入すること	○	×
12	添付書類(10) 宅建業に従事する者の名簿	事務所ごとに作成すること	○	○
13	専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の写し(注1)	・申請時点で有効な宅地建物取引士証のコピーで顔写真が鮮明なもの ・住所変更(裏書)がある場合は、裏面のコピーも必要	○	○
14	添付書類(3) 略歴書	作成が必要な人 ・個人申請者 ・法人の役員(監査役含む) ・政令使用者 ・最終学歴以降、すべての職歴について半年以上期間に空白がないように職歴がない場合もその旨を記入すること ・法人の役員(代表者含む)については常勤か非常勤かを記載すること	○	○
15	添付書類(8) 略歴書(専任の宅地建物取引士等)	作成が必要な人 ・専任の宅地建物取引士 ・相談役、顧問 ・最終学歴以降、すべての職歴について半年以上期間に空白がないように職歴がない場合もその旨を記入すること ・個人申請者、法人の役員(代表者を含む)、政令使用者が専任の宅地建物取引士を兼ねている場合は、添付書類(3)略歴書に記入するため不要	○	○
16	添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する調査書	記載が必要な人 ・個人申請者 ・法人の役員(監査役含む) ・政令使用者 ・添付書類(3)略歴書を作成した者についてすべて記入すること	○	○
17	住民票の抄本	・本籍欄を省略したもの ・社会保障・税番号制度による個人番号(マイナンバー)が記載されたものは使用不可	×	○
18	添付書類(5) 資産の状況を示す書面		×	○
19	財務諸表	・直近1年の貸借対照表及び損益計算書(添付する納税証明書に記載の事業年度のもの) ・新設法人は「開始貸借対照表」	○	×
20	納税証明書	・法人は法人税、個人は所得税の直近1年分(その1、納税額証明用) ・新設法人は不要	○	○
21	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	・履歴事項全部証明書を取得すること ・事業目的欄に、宅建業を営む旨の登記がされていること	○	×
22	添付書類(7) 事務所を使用する権原に関する書面	契約相手の欄は、貸主を記載すること	○	○
23	事務所所在地略図(注1)	他法人と1つのフロアを共有していたり、住居を使用する場合は平面図を添付すること 事務所の要件についてはこちらを参考にしてください。(PDFファイル)(78KB)	○	○
24	供託書の写し	保証協会入会者は申立書とする※新規申請は不要	○	○
25	事務所の写真	インスタント(ポラロイド)写真、文字が判読できない不鮮明なものは不可 【外観写真】 ・建物の外観写真 ・事務所の看板 【内観写真】 ・事務所の内部写真 ・固定電話 ・宅地建物取引業者票(新規申請は不要) ・報酬額表(新規申請は不要)	○	○

(注1)の書類は法令で定められた様式ではありませんが、よろしければお使いください。

申請書にとじないで提出する書類

身分証明書	提出が必要な人	内容
成年後見登記に関する「登記されていないことの証明書」	・個人申請者 ・法人の役員 ・政令使用者 ・専任の宅地建物取引士 ・相談役、顧問	・本籍地の市区町村で発行 ・「破産者に該当しない旨」、「禁治産者・準禁治産者に該当しない旨」の双方が記載されていること ・外国籍の場合は、住民票抄本とする(通称・国籍・在留カード番号・備考等が省略されていないもの) ・社会保障・税番号制度による個人番号(マイナンバー)の記載は不要 ・東京法務局及び全国の法務・地方法務局で発行 ・外国籍の方は、本名(本国籍)で証明申請すること ・注)法務局へは、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」という項目で申請してください。 ・記載された住所や本籍に誤りがあった場合、証明書を取り直していただくことになります。 ・電子的な証明書は利用できません。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業法の改正に伴い、令和元年9月14日から成年被後見人又は被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)であることが欠格事由ではなくなり、宅地建物取引業を適正に営む能力を有するかどうかを個別に審査することになりました。成年被後見人等に該当する方については、一部の提出書類が異なりますので、事前に広島県土木建築局建築課(宅建業グループ)にお問い合わせください。 ・身分証明書に記載の氏名・本籍をもとに欠格要件の有無の調査を行います。申請後調査が完了するまでの間(書類不備等による補正に要した期間を除き約1か月程度要します)に氏名・本籍に変更があった場合、該当者について変更後の氏名・本籍の確認のため氏名・本籍の分かる書類(戸籍抄本等)の提示をお願いすることがあります。 ・提出する証明書類は発行から3か月以内のものに限ります。 ・記載されている書類の他にも提出を指示する場合があります。
------	---